アクトワンリーガルレポート vol. 17(14L8・2014/10/01)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F(TEL:3566-0901/FAX:3566-0902) 弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テ ー マ : ポジティブアクションについて(1)

ポジティブアクションとは?

- (1) 「ポジティブアクション」という言葉の明確な定義はないが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置をいう。
- (2) 近時、女性の雇用促進が問題とされており、現在ではポジティブアクションは、<u>女性</u> <u>に対する社会的差別(ジェンダーバイアス)を解消するための積極的な施策を指す用語</u>として用いられることが多い。

第三次男女共同参画基本計画

- (a) ポジティブアクションに関する法律としては、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等 法、男女共同参画社会基本法などがあるが、平成22年12月17日に「男女共同参画会議」 の答申に基づき、「第三次男女共同参画基本計画」が閣議決定されている。
- (b) 上記基本計画は多様多岐な分野におけるポジティブアクションに言及しているが、特に「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」として、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする取組を推進する、とされている。また、直近通常国会への女性活用促進に関する法律案の上程も検討されている。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (i) 上記基本計画には、具体的な数値目標が示されており、衆議院、参議院議員の候補者 に占める女性の割合を 2020 年までに 30%とすること、国家公務員における女性の採用 割合を 30%程度とすること、などが定められている。
- (ii) 司法分野においては、女性の司法試験合格者割合は 22~27%に達しており(受験者割合とほぼ一致)、検察官の採用目標も 2015 年までに女性の割合を 23%とすることが定められている。
- (iii) 今後の民間企業における上記に関連するポジティブアクションの実施形態が、なんらかの立法によるのか、行政指導にとどまるのか、は明らかでないが、今後 2020 年に向けて、管理職、取締役の割合も 30%程度とすることが、厚労省から求められることは不可避であると予想される。
- (iv) なお、上記基本計画においては、各企業における<u>ポジティブアクションに対する取り</u> 組みについては、公共調達等における企業の評価の対象となる、とされている。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.18 は、「ポジティブアクションについて(2)」 (14L9) の予定(2014/11 発行予定) としております。 以上